

普通倉庫保管料率表

普通倉庫荷役料率表

東日本倉庫株式会社

平成9年4月1日 改訂

## 1. 普通倉庫保管料

### (1) 基本料率

(単位:円)

大区分	中区分	従価率(1,000円につき)	従量率(1トにつき)
穀飼類	米・麦・粉類	0.60～1.70	130～260
	その他の穀飼類	1.50～2.80	180～460
農林水産品	たばこ	0.60～0.80	110～350
	農産物・木材	0.90～1.80	260～340
	水産品	1.40～1.80	360～900
塩・砂糖類	塩	0.80～1.00	70～190
	砂糖	1.40～1.80	210～400
食料工業品		1.40～2.80	220～360
繊維製品		1.00～1.30	350～1,020
繊維原料	生糸・毛類	0.70～1.30	380～500
	その他の繊維原料	0.90～1.80	110～260
紙・パルプ類		1.40～1.80	220～610
金属・機械類	貴金属地金	0.040～0.050	160～210 (注)
	鉄材・鉄製品	1.40～1.80	120～160
	地金・自動車・車両 金物製品(洋食器・空缶詰) 機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス・石油器具のみ)	0.90～2.10	230～580
	その他の金属・機械類	0.90～2.80	650～1,230
肥料類		1.00～2.50	130～310
化学工業品	薬品類(医療品のみ)	1.30～2.80	460～740
	染料・塗料		
	油脂・ろう類	1.40～3.10	200～410
	化学製品(化粧品・合成樹脂素材のみ) その他の化学工業品		
窯業品	セメント	1.40～1.80	170～220
	板ガラス	1.40～1.80	440～570
ゴム類		1.40～3.00	370～630
皮革類		1.40～1.80	1,010～1,310
鋳産品		1.40～1.80	320～420
雑品		3.50～4.60	460～610

(注)1トにつきを1kgにつき

### (2) 適用規定

- ① 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。
- ② 従価率による算出は寄託申込価額(寄託申込価額が不相当と認められるときは時価による。)により、従量率による算出は正常な重量または体積による。
- ③ 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとする。
- ④ トン数は重量、体積いずれか大なる方による。
- ⑤ 保管料は従価率と従量率とによって算出した金額を合算する。

### (3) 割増料率

① 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加する。割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じる。

イ. 保税貨物	基本料率の3割増以内
ただし、無税品は基本料率の1割増	
ロ. 定温倉庫蔵置貨物	基本料率の8割増以内
ハ. くんじょう倉庫蔵置貨物	基本料率の2割増以内
ニ. 消防法等の危険物	
(イ) 消防法の規定による危険等級Ⅰ及びⅡの危険物	
並びに危険等級Ⅲの危険物のうち第4類第二石油類	基本料率の30割増以内
同上 危険等級Ⅲの危険物(第4類第二石油類を除く。)	基本料率の10割増
同上 指定可燃物(特別の設備を要したものに限る。)	
(Ⅰ) 損害保険料率算定会の決定による危険品	基本料率の5割増
(Ⅱ) 同上 普通品	基本料率の3割増
(ロ) 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス	基本料率の30割増以内
(ハ) 損害保険料率算定会の決定によるA級危険品	基本料率の2割増
B級危険品	基本料率の5割増
特別危険品	基本料率の10割増

(イ)、(ロ)、(ハ)の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用する。

② 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに寄託者と協議のうえ決定する。

### (4) その他の料金

- ① 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金
- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| イ. 電算機その他の機器を使用した特別な事務処理等 | 寄託者と協議のうえ決定する |
|---------------------------|---------------|
- ② 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による湿度調整、  
その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合の料金
- |  |               |
|--|---------------|
|  | 寄託者と協議のうえ決定する |
|--|---------------|

### (5) 消費税の加算

(1) から (4) までによって計算した料金に、別途加算する。

ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りでない。

## 2. 普通倉庫荷役料

### (1) 基本料率

#### ① 庫入又は庫出料金

(1トンにつき、単位 円)

大 区 分	中 区 分	料 金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320～590
	コンテナ空	270～500
	パレタイズ貨物	590～890
	その他	510～1,040
包装品	袋物	720～1,380
	ペール物	750～1,240
	たる物	610～820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	710～1,280
	農水産物・製茶・コルク	810～1,100
	その他	1,140～1,700
有姿貨物	非鉄金属	960～1,300
	タイヤ・巻取紙・木材・鋼材・石材	580～990
ばら貨物		570～1,060
その他	家庭用電気・ガス石油器具	740～990
	その他	1,440～2,380

#### ② ばら貨物の舁揚一袋詰一庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

米、小麦	1,740～2,360
メイズ、マイク、大豆、大麦	2,080～2,830

#### ③ 庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金

1トンにつき 1,800～2,700円

### (2) 割増料率及び割引料率

#### ① 割増料率

種 別	内 容	割 増 率	
舁揚庫入又は庫出舁積荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
冬季荷役 12月1日～3月31日	福島県、宮城県、岩手県	基本料率の2割増	
	青森県、岩手県の内水沢及びその以北、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、京都府の内舞鶴及びその以北、鳥取県、島根県、岐阜県の内高山及びその以北	基本料率の3割増	
	北海道	基本料率の4割増	
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
半夜荷役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増	
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の6割増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日、祝祭日における荷役	基本料率の10割増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増	
超過距離荷役	基本距離(注)を超える距離の荷役であってその超過距離が1トンにつき50m以内のもの	撤貨物	140～190
		一般貨物	170～230
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内	

(注) 基本距離とは、舁揚庫入又は庫出舁積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとする。

② 割引率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主から1荷役引受けにおいて、同一貨物の量が1,000ト以上の場合	1,000ト以上～3,000ト未満 全量 基本料率の5%割引
		3,000ト以上 全量 基本料率の7%割引
長期大量割引	同一荷主から3ヵ月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000ト以上の荷役を1ヵ月に2回以上、3ヵ月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000ト以上の荷役につき、基本料率の5%割引

(3) その他の料率

① 特殊荷役料率

- はい替 庫入又は庫出料率の8割
- 仕 訳 庫入又は庫出料率の3割
- 看 貫 庫入又は庫出料率の3割(計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費を申し受ける)
- 仮 置 庫入又は庫出料率の3割
- 庫移し 庫入又は庫出料率の合算額

② 量目調整料 実費

③ 荷直料

(1トンにつき、単位 円)

麻袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	160～190
	その他	130～160
紙袋、ビニール袋		160～190

(注1) 本料率は取扱貨物全数量に適用する。

(注2) 本料率には材料費を含まない。

(注3) 袋物以外は実費を申し受ける。

④ 待機料

(1口1時間につき、単位 円)

	4～6人(5人)	7～9人(8人)	10～12人(11人)	13～15人(14人)	16～18人(17人)	19～21人(20人)
昼間(8時30分から17時00分)	15,420 ～20,740	24,620 ～33,130	33,870 ～45,560	43,100 ～58,000	52,340 ～70,420	61,570 ～82,850
半夜(17時00分から21時30分)	23,980 ～32,260	38,300 ～51,540	52,680 ～70,870	67,060 ～90,220	81,420 ～109,540	95,800 ～128,880

⑤ 最低料金

(1口につき、単位 円)

	4～6人(5人)	7～9人(8人)	10～12人(11人)	13～15人(14人)	16～18人(17人)	19～21人(20人)
昼間(8時30分から17時00分)	122,260 ～164,520	195,370 ～262,850	268,640 ～361,450	341,970 ～460,130	415,230 ～558,630	488,570 ～657,310
半夜(17時00分から21時30分)	122,260 ～164,520	195,370 ～262,850	268,640 ～361,450	341,970 ～460,130	415,230 ～558,630	488,570 ～657,310

⑥ トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の5割以内

#### (4) 分担金等

貯揚庫入又は庫出貯積作業に対し、次の料金を申し受ける。

- |                       |         |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| ① 港湾福利分担金             | 1 トンにつき | 4 円       |
| ② 港湾労働法関係付加金（5 大港に限る） | 1 トンにつき | 1 円 5 0 銭 |
| ③ 労働安定基金              | 1 トンにつき | 3 円 5 0 銭 |

(注) 港湾労働法関係付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受ける。

#### (5) 個別に協議して定める料金

- ① 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ② 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ③ 基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が 5 0 メートルを超える場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ④ 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ⑤ 天災等特例の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることができる。
- ⑥ 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ⑦ 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ⑧ 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

#### (6) 料率の適用

##### ① 料金の計算

イ. 計算トン数（コンテナ除く。）は、重量 1,000 キログラムをもって 1 トンとして計算したトン数又は体積 1.133 立方メートルをもって 1 トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とする。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。

ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによる。

- (i) メイズ、マイロ、大豆、大麦の撤貯揚一袋詰一庫入作業 1.0
- (ii) 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2
- (iii) 袋物のペレット状飼料 1.3
- (iv) 袋物のふすま 1.8

ロ. コンテナの計算トン数は、実入、空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとする。20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとする。

ハ. 1 個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出をする。

ニ. 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。

## ② その他の料率の適用

### イ. 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあたっては8時30分、半夜荷役にあたっては17時00分）以降における本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあたっては8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間については、適用する。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

### ロ. 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

#### (イ) 荷役手配の取消の場合

- a 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。
- b 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

#### (ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用する。

## (7) 消費税の加算

(1) から (6) までによって計算した料金に、別途加算する。

ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。